

令和3年第9回久万高原町議会定例会

令和3年12月17日

○議事日程

令和3年9月17日午後2時41分開議

- 日程第1 議案第101号 令和3年度久万高原町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第2 議案第102号 令和3年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算  
（第2号）
- 日程第3 議案第103号 令和3年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第104号 松山衛生事務組合への加入について
- 日程第5 請願第 1号 日米地位協定の改定を求める意見書採択についての請願

○追加議事日程

- 追加日程第1 議案第105号 令和3年度久万高原町一般会計補正予算（専決第6号）  
の専決処分について
- 追加日程第2 議案第106号 令和3年度久万高原町一般会計補正予算（第7号）
- 追加日程第3 議案第107号 令和3年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算  
（第3号）
- 追加日程第4 議案第108号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第5 議案第109号 工事変更請負契約の締結について
- 追加日程第6 発議第 10号 私学助成の充実強化等に関する意見書について
- 追加日程第7 総務文教厚生・産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（13名）

- |    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 1番 | 阪本雅彦 | 2番 | 玉井春鬼 |
| 3番 | 光田優  | 4番 | 瀧野志  |
| 5番 | 田村昭子 | 6番 | 熊代祐己 |
| 7番 | 高橋誠  | 8番 | 森博   |

9番 岡部史夫  
11番 大野良子  
13番 高橋末廣

10番 大原貴明  
12番 西山清一

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町長	河野忠康	副町長	佐藤理昭
教育長	小野敏信	総務課長	木下勝也
住民課長	沖中敬史	保健福祉課長	西森建次
環境整備課長	辻本元一	ふるさと創生課長	西森哲也
建設課長	猪上浩明	林業戦略課長	小野哲也
まちづくり営業課	高木勉	農業戦略課長	菅和幸
農業委員会事務局長	近澤雅彦	会計管理者	中川茂俊
病院事業等統括事務長	渡部定明	教育委員会事務局長	釣井好春
消防本部消防長	大野秋義		
代表監査委員	菅洋志		

○議会事務局

事務局長 篠崎慶太

事務局

(朝 礼)

議 長

本日の出席議員は13名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午後2時41分)

議 長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第101号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(大原貴明総務文教厚生常任委員長を指名)

大原委員長

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第101号につきまして、12月9日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第101号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算（第6号）」

予算の補正額は、歳入歳出ともに1億2,360万8,000円が追加され、総額は101億5,667万円となります。

これは、前年度同期予算と比べ、マイナス10.4%となっております。

歳入の主なもの、地方交付税は、普通交付税3,663万2,000円の増額。

国庫支出金は、公共土木施設災害復旧費負担金の減額、3,935万3,000円。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の増額、162万円。

県支出金は、農地農業用施設災害復旧費補助金の計上、100万円。林業用施設災害復旧費補助金の計上、2,832万8,000円。愛媛版応援金事業費補助金の増額、790万円。

諸収入は、後期高齢者医療健康診査受託収入の増額、125万6,000円。

町債は、合併特例債の増額、8,110万円。過疎対策事業債の減額、120万円。

災害復旧事業債の増額、400万円、などとなっております。

続いて、歳出の本委員会関係の主なものは、総務費では、町民館及び産業文化会館の用地に含まれる国有財産の土地購入費の計上、200万円。情報通信基盤整備事業補助金の減額、4,270万円。公共施設等総合管理基金積立金の計上、1億1,000万円。

民生費では、後期高齢者医療健康診査費負担金の増額、125万6,000円。障害者施設整備事業補助金の計上、100万円。

衛生費では、へき地医療負担金の増額、239万8,000円。町立病院会計繰出金の増額、2,438万1,000円。

消防費では、需用費の増額、131万8,000円などとなっております。

審査では、総務課関係につきまして、デジタル社会の推進によって、スピード感のある行政運営が見込まれると思うが、どういう形で進んでいくのか、との質疑に、デジタル庁も発足し、今後、具体化されてくると思うが、町民の利便性を高めるということが一番の目標であり、様々な申請や押印廃止の関係などから、進んでくるのではないかと思う、との答弁がありました。

また、デジタルの時代になっていくという流れは、あらゆる手段を用いて、早く住民の皆様にお知らせすべきであり、そのためには、役場の中でも情報共有して、前倒しでやっていかなければ、デジタルの推進は難しいのではないか、との質疑に、国に先んじて、町でも取り組むということも必要と思う。デジタル化については、かなりの経費も伴うため、補助金の活用など、財源確保も含めて様々な情報を先んじて取得し、町内で情報共有しながら取り組む。デジタル化の推進については、高齢者の多い町であり、内容やサービスを十分理解していただきながら、できるだけ迅速に対応したい、との答弁がありました。

また、公共施設等総合管理基金積立金に、合併特例債1億円を使って積立が行われているが、これは今後、公共施設の改修などを計画的に行っていくという方向なのか、との質疑に、この基金については、今後、相当の金額が予想される施設の関係について、基金の積立を行っているものであり、本年度、1億1,000万円、あくまで予定ではあるが、来年度、再来年度に2億円の積立を考えている、との答弁がありました。

まちづくり営業課関係については、光回線敷設について、今回のように、当

初の範囲から広がった地域について、今後は説明を求めたい、という意見に、今年度、新たに12拠点ほどの整備を行い、積み残しの部分については、新年度予算できちっと手当をしていきたいと考えている、との答弁がありました。

住民課関係については、へき地医療に係る修繕費等の予算については、予算計上する前に、しっかりとした医療全般についての会議を開いて決定するという約束だったと思うが、会議が開かれないまま予算計上されているのはなぜか、との質疑に、先般の9月議会において、地域医療を含めて、合併時の課題等をしっかり議論する場が必要ではないかということで、審議会という提案をいただき、今後は審議会の開催に向けて準備をしていくということで、御理解をいただいた。

この審議会については、非常に重く受け止めており、3月議会に条例改正を上程できるように進めており、条例改正が出来次第、新年度から審議会を開催したいと考えている、との答弁がありました。

保健福祉課関係では、今年度は、交通利用券の周知がよく行き届いたと思うが、申請者が何%ぐらいあったのか、との質疑に、12月7日現在で、高齢者787名、障害者87名の利用があり、予算ベースで高齢者が157.4%、障害者が87%、平均して145.7%の利用率になっている、との答弁がありました。

また、住民からも要望の高い事業であり、今後の継続についてはどうかとの質疑に、令和4年度の当初予算案の策定中であり、明言は避けたいが、保健福祉課としては、来年度も引き続き、事業を継続する方向で進めている、との答弁がありました。

また、シルバー人材センターに係る期待は大きなものがあると思うが、シルバー人材をどのように育成しているのか、との質疑に、現在、57名の方が会員登録をしている。今後については、新しく事務員を設置したということも含め、積極的に、いろいろな形の事業に取り組んでいく方向で進めていきたい、との答弁がありました。

また、できることなら、NPO法人という形が、働く側もいいのではないかと思うが、当事者の皆さんと話し合いをして、組織についても考えていくという努力を求めたい、との意見に、農協が撤退されるということもあり、今後、シ

ルバー人材センターの役割も大きくなると思うので、組織を強化しつつ、進めていきたいとの答弁がありました。

また、本年度から子育て支援室ができたが、町民の皆様から、便利になったとか、そのような反響などがあるか、との質疑に、子育て支援室という名前が出たことは、住民の皆様にとって分かりやすくなり、声をかけていただきやすくなったと感じている、との答弁がありました。

また、以前、教育長から、こどもセンター設置についての答弁があったが、今年度に、教育委員会が子育て支援室に関わったことはあるのか、との質疑に、こどもセンターについては、教育委員会と保健福祉課が連携しながら、協議を具体的に進めていく必要があると思っている。

例えば、こども園と幼稚園とが連携をして進めていかなければならないが、保健福祉課と教育委員会が、業務上重なる部分もあり、まだ十分な検討の余地がある、との答弁がありました。

こどもセンターの設置について、来年度に向けて何か考えていることはないか、との質疑に、教育委員会と保健福祉課がお互いに職員を出し合って連携することなど、具体的に検討していければと思っている、との答弁がありました。

教育委員会関係では、令和2年4月1日に上浮穴高等学校学生寮設置条例を施行して、運営委員会をおくと定めておきながら、これまで1年8か月以上、運営委員会を設置せずに今日まできて、いろいろな問題が起きていることについては、どのように責任をとるのか、との質疑に、指摘のあった条例を確認させていただいた結果、第6条で、学生寮の適切で円滑な運営を行うため、運営委員会をおくということが明記をされていることから、教育長に対する質疑については、理事者のほうで預からせていただきたい、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上でございます。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

大原委員長、お引取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長

産業建設常任委員会に付託された議案第101号につきまして、12月9日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第101号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算(第6号)」

歳入の補正予算につきましては、総務文教厚生常任委員会で報告がありましたので、省略いたします。

本委員会関係の歳出の主なものは、衛生費では、一般廃棄物運搬車予備車両整備のため、備品購入費の増額150万円でございます。

商工費では、新型コロナウイルスの愛媛版応援金補助金の増額、400万円でございます。

新型コロナウイルスの継続給付金補助金の増額、1,594万円でございます。

土木費では、町道路面整備等作業業務委託料の増額、650万円でございます。

災害復旧費では、令和3年7月、梅雨前線豪雨による北条畦畔災害復旧工事、これは補助金絡みでございますが、200万円でございます。

林道4路線の災害復旧工事、これも同じく補助金絡みでございます。5,476万1,000円でございます。

古家川の災害復旧工事、これも補助金絡みでございます。1,100万円でございます。

平成30年に発生した町道大日線地滑り災害の復旧工事を分割発注するため、災害復旧工事請負費の減額、7,000万円の減額でございます。などとなっております。

審査の主な内容は、環境整備課関係では、先般、他県において水管橋崩壊の事故があり、本町においても、水道管及び独立した管渠や、橋梁添架が存在しているが、点検等はどのようになっているのか、との質疑に、町内の水管橋の状況は、パイプビーム式が4か所、アーチ式が1か所、橋梁に添架しているものが約120か所程度あるが、いずれも目視等での維持管理をしているとの答弁があった。

また、今後、想定される大地震や、災害等に備えた対応は、どのようなことを行っているのか、との質疑に、災害の対応については、災害協定を結んでおり、協定の中で水道水を供給していただくほか、本年度、危機管理室と協働で、避難所に簡易水槽の配置をしているとの答弁があった。

また、中古のし尿運搬車を購入とのことだが、積み替えるときに、万が一漏れた場合に、対応できる設備は整備されているのか、との質疑に、今ある中継槽にパイプを接続して積み替えるが、専用の吸込口を取付けているので、漏れる恐れはないとの答弁があった。

まちづくり営業課関係では、まちづくり営業課の中で、新年度の予算編成における施策のめどはついていないのか、との質疑に、当初予算編成は既に終えており、大きなものは、ふるさと納税で、返礼品の数を増やしていくことや、民間の事業者の方と、新たな取組も考えており、次のステップに進んでいきたい。また、情報通信の関係では、スマホ、タブレットを持たない方など、初心者向けの施策についても、検討しているとの答弁があった。

また、ふるさと納税は、多いほど一般財源が増えることから、積極的に高い目標額を設定し、魅力ある品を、いかに多くそろえるかということだが、スピード感を持って、収入の上積みを目指す考えはあるのか、との質疑に、町内には、小規模の事業者が多いため、仮に返礼品で人気が出て、供給体制が追いつかないという問題もあるが、ブラッシュアップを図りながら、供給体制も図っていくことを考えている。

また、もう1点重要なことは、情報発信であり、ポータルサイトも今までは1か所だけだったが、本年度に3か所追加して、計4か所のポータルサイトで運営しており、さらにSNS等を使って、世代や性別など、属性ごとに刺さるような情報提供を、今後、検討していきたいとの答弁があった。



また、ふるさと納税の返礼品目については、物なのかソフトなのか、といった部分も含めて、選択制を高めていけば、5,000万とか1億を目指せるのではないかとの質疑に、例えば、ゴルフのプレーなども返礼品に加えており、こういった供給体制に問題のない、体験的なものを返礼品にするなど、さらに充実を図っていきたいとの答弁があった。

建設課関係では、通学路である久万小学校から住安までの町道の改修に関しては、立地適正化計画及び都市計画マスタープランにおいて、さらに協議することのことだが、今後、どのようなスケジュールで協議を進めるのか、また関連する団体、商工会等々含めた方々との意見交換ができる機会を設けるのか、との質疑に、関係者の皆様に、久万町本線通学路に関して、日々、感じておられる課題を、建設課のほうでもお聞きして、町だけが先行して決めていくのではなく、町民の方とも一緒に考えながら、工事を進めていきたいと考えており、意見交換の場は設けるようにしたいとの答弁があった。

また、この立地適正化計画と都市計画マスタープランは、令和3年度末に計画書の完成となっているが、このスケジュールの中で、必要な協議等の場はもてるのかとの質疑に、今月末に第5回の委員会を予定している。現在、計画書の素案ができたところであり、それを12月末に事務局のほうから説明をして、その後、パブリックコメント、県への意見照会、それから都市計画審議会に諮問して、計画策定が完了となる。その後、議員の方々に報告するというスケジュールになるので、必ず3月末までに計画が完了するとは、現時点では言えない。ただ、事務局としては、間に合うように努めたいとの答弁があった。

また、都市計画のマスタープランの中で、合併前の旧町村それぞれの地域のプランが練られたが、そこで議論された各地域のプランについては、今後、町としてどのような位置づけで施策に反映していくのか、との質疑に、都市計画マスタープランは、20年後の将来をそれぞれ旧町村ごとに提案をいただいた。様々あるが、提案内容によって、町が対策できること、あるいはできないことがあると思うので、地域の代表者と協議をしながら考えていきたい、との答弁があった。

また、直接、補助事業に関わる部分というのは、立地適正化計画となるが、その後に都市再生整備計画事業というのがあり、計画書をもう一つつくる作業

が出てくる。

そこまでくると、久万町本線の修繕など、一步踏み込んだ形で反映される。

あとの事業につながるので、町民の皆様の意見も聞きながら、よりよいものにしたいとの答弁があった。

また、立地適正化計画、都市計画マスタープランが完成に近づきつつあるということだが、この計画が実際に運用にあたるのは、最短で何年頃になるのか、その期間に定めがあるのかとの質疑に、立地適正化計画の後に、都市再生整備計画を策定することとしており、その時点で計画の工程を詰めることになる。

もう一つの都市計画マスタープランに関しては、つながる事業はないので、町で対応できる部分に対応する、ということで進めていくとの答弁があった。

また、河川に葦が生え、そこに土砂が詰まるという循環で、川床が上がり、大雨が降れば水田に水が入るような場所が、町内で見受けられるが、こういった河川に関しては、どのように考えているのか、との質疑に、愛媛県管理の河川、また町管理の河川があるが、危険な場所があれば、現地確認をしたい。川床掘削という、土砂を除去する業務もあるので、現地を見て対応したいとの答弁があった。

また、林道の災害復旧工事が3路線出ており、このところ、工期の延長が目立つと思うが、どういう理由で工期を延ばしているのか、との質疑に、発注時には3月末の工期で契約するが、町内の事業者が12社から10社に減少したこともあって、国、県、町の工事となると、繰り越さなければいけない場合もある。

その場合にも、町としては、町民の生命、財産を守る工事など、優先順位を決めて、3月末までに完了させるように努めているとの答弁があった。

また、地元としては、工事は年度末には完成するという気持ちがあるので、工期が延びる場合には、地元関係者にも説明をしたほうがよいのではないかととの意見に、地元の方が知らない間に工期が延びているということもあるとは思うので、分かりやすく町民の方にも説明をしたいとの答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。  
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(熊代祐己議員を指名)

熊代議員 報告の中で、最初に言われました、水道管及び管渠や橋梁添架が存在している件の質疑なんです、これはどの議題に対しての質疑なのでしょうか。

議長 (岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 これは、水道、環境整備課の議案に対して、その関連として、直接議案には関係ございませんけれども、環境整備課関連の質疑として出されたものと理解をしております。

議長 (熊代祐己議員を指名)

熊代議員 質疑では、議案に直接関係しないものはしてはならないというふうな形で、会議規則には記入されておりますが、委員長、その辺りは御存じでしょうか。

議長 (岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 はい、存じ上げております。  
しかしながら、様々な予算審議の過程の中で、それに関連するといや関連するといった類いのものも、質疑の中で出ておりますし、そういう機会の中でないと、質疑がとれないということもありますので、それはやむを得ないことかと思っております。  
以上です。

議長 (熊代祐己議員を指名)

熊代議員　　そうしましたら、産業建設常任委員会の中では、やむを得ない場合は、会議規則も何も破ってよろしいという認識でよろしいですか。

議　　長　　（岡部史夫産業建設常任委員長を指名）

岡部委員長　　そういう認識ではございません。  
ですから、先ほど申し上げたとおりでございます。

議　　長　　（熊代祐己議員を指名）

熊代議員　　今回、私は傍聴の方の立場でございましたので、今回お聞きするのですが、その他という内容で質疑をされておりました。その中にありましても、議案とは全く関係ない内容で、委員長のほうから質疑をされていたようなんですが、質疑ということに対しての認識が、私とはちょっと違うと思うのですが、委員長のほうはいかがですか、その件につきまして。

議　　長　　（岡部史夫産業建設常任委員長を指名）

岡部委員長　　それは議員も御存じのように、今までもそのような関係で、案件がない場合は、その他で質疑をされている。それはもう、受けているのが今までの委員会での状況かと認識しております。  
以上でございます。

議　　長　　（熊代祐己議員を指名）

熊代議員　　常任委員会は、議会から付託された議案についての審議をする場所というふうに私は認識しております。その他の事案につきましても、してはいけないとか、そういう問題ではなくて、委員会の中で諮られたのか。例えば、議運に諮られたのか、議長に相談をされたのか、ある程度、手順が必要だと私は認識し

ておるんですが、岡部委員長はその手順は踏まれておりますか。

議 長 (岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 その時点で、議運に諮ることができない部分も多いと思います。ですから、それは議運に諮る。諮れる状況の場合は諮りますし、その他については、特に議運に諮れる機会というのは、そうそう多くないと思っておりますし、現在までも、そういう形で質疑応答がされておりますので、それはある意味、必要な機会だと、私は認識しております。

それを阻害すれば、質疑応答する機会は、一般質問以外はなくなるということになりますので、裁量の中で、必要な範囲の中で、委員長として認めております。

以上です。

議 長 (熊代祐己議員を指名)

熊代議員 そうしますと、この内容につきましては、岡部委員長独断でやられたという認識でよろしいですか。

議 長 (岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 独断ではございません。独断と言いましょか、私は委員として、委員の立場で申し上げております。委員長の立場で申し上げてはおりません。

以上です。

議 長 (熊代祐己議員を指名)

熊代議員 今の、答弁がかみ合っていないのですが。

委員長が委員会を仕切られている。進行も全て委員長がされている。副委員長と交代されて発言もされている。その中で、委員会の中で、その他につきま

しては、そういう事案がある場合は、例えば委員会に諮るなりという手順は、私は踏むべきではないかと思うけど、委員長の認識はいかがでしょうか。独断で構わないという認識ですか。

議長 (岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 独断云々の話、議論ではありません。その他で、想定しておる部分があって、必要であれば、当然、議運に諮ることもあろうかと思っております。

もしそういうことが、細かい詰めについては、再度、全協の中でも、議論の必要があれば、議論をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長 (熊代祐己議員を指名)

熊代議員 委員長は委員会の秩序を保持するという立場、役目があると思うんですよ。それが、今回の委員会の中で、それが保持されていたのか、私は疑問でならないんですが、その辺りいかがでしょうか。

議長 (岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 質問の趣旨が、ちょっと分かりにくいんですが。

委員会の中で、質疑は保持されていたのかとかいうことのように聞こえたんですけども、やはり委員会というものは、年4回の定例会がございますし、そして、特に常任委員会になりますと、それぞれの所管の中で、その他のところで、今までも質疑応答ができておりますから、そのことについて、特に問題があるとか、そういう認識は持っておりませんし、また必要であれば、全協に諮って、再度、議論をしていただきたいと思います。

以上です。

議長 議会運営のことでございます。

今、議論あったようでございますが、この問題は議会運営委員会でよく検討していただくということで、質疑を終わらせていただきます。

そのほか、質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、質疑を終わります。

岡部委員長、お引取りください。

議案第101号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算について」質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 私は、教育委員会の一般質問について、答弁がしっかりできていなかったの  
で、ここで質問をさせていただきます。

教育長にお尋ねします。

議員がする一般質問、これはどういう質問かお答えをいただきたいと思いま  
す。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

御質問の趣旨が、私にはちょっと理解できないんですけども。分かりやす  
く、再度説明をいただいたらと思います。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 議員が行う一般質問とは、どういう質問ですかと、問いました。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 議員の行う一般質問というのは、町民の総意を代表しての質問と、重く受け止めております。  
以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 一般質問とはですね、教育長さん、議員と理事者とが、政策について、町が行う事務事業の範囲内で、政策論争をするということなんですね。

町が行う事務事業の範囲内で、政策について論争をする。事業について論争するということなんですね。

このことについては、議会として、通告制であります。一定の日までに、質問内容をしっかりと通告をして、議長の許可を得て一般質問をするわけです。

このことについては、議員は町全体の奉仕者として、町が予算をかけて行う事業が町民福祉の向上になっているか、また安全・安心かなど、調査をして質問に臨みます。

質問を受ける理事者、またその他の皆さんは、これがどういう質問か、よく理解をされて、調査をし、質問に的確に答弁するべきと書いております。

今回の私の質問は、上浮穴高等学校の寮の問題。12人入った生徒のうち、8人が寮から出て行った。このことはどうしたんですかと、しっかりと答弁いただかなければいけませんでしたが、答弁していただけませんでした。

私は長いこと議員をやらせていただいておりますが、こういったことは初めてでありますし、私は議会軽視だというふうに思います。

具体的な説明、改善点に対しまして、しっかりと、前向きな答弁を、今後はするべきだと思っております。

もしかして、先般の質問の中で、こういったことはこうしますとか、あの問題については、こういう改善をしますとかいうようなことがありましたら、今ここで答弁をいただいたらと思います。



議長 (小野教育長を指名)

教育長 瀧野議員の質問にお答えをいたします。

生徒個別の事案につきましては、個人情報の関係から、この本会議という場で申し上げられないことは幾つかございます。その点は了承をしていただければと思います。

また、先の一般質問の中では、瀧野議員からの質疑に対しまして、寮運営に関してどのような対策を講じるのかということ、2点申し上げたかと思いません。

まず1点は、寮監長不在でございますので、寮監長を人選をしておるところではございますけれども、来年度に向けては、寮監長を選任し、組織体制を充実してまいります、という点が1点。

さらには、運営委員会が開催できておりませんでした。この点は、教育委員会として深く反省をしておるところですけれども、この運営委員会を早急に開催し、今回の事案についても、総括をして、来年度に備えたい、このように2点の対策を申し上げたところでございます。

以上です。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 先般も、個人情報、個人情報言いましたが、個人情報に係る質問は1点もしておりません。言い訳になるようなことは、答弁しないでください。

上浮穴高校は、愛媛県教育委員会の資料を見ますと、平成24年に分校になる予定でしたよね。町は、町に住む子供たちのうち、上浮穴高校に進学する生徒に限り、一時金7万円や、通学費の半額補助など、振興対策費2,550万と寮費の不足分、運営費1,720万など、4,270万円が町から毎年、歳出されております。

振興協議会や町や、また議会の努力で分校になることを、辛うじて阻止しているというのが現状であろうかと思えます。

上浮穴高等学校がもしなくなったら、町内の多くの中学生が高校に行けなく

なる。新入生41人を2年確保できなければ、分校の検討に入る。分校になったら、先般も、三瓶高校の記事が出ておりましたが、なかなか生徒が集まらなくなる。新入生が31人を2年切ると、募集停止。つまり廃校になるんですよ。

今回の寮の問題が今後の生徒の募集に影響はありませんか。私は大変心配をしておるところであります。

もう答弁は求めませんが、教育長さんは、さきに行われました総務厚生文教常任委員会で、私の質疑に答えられました。寮の設置条例に対する質疑に、条例では、運営委員会を設置するとなっておりますが、設置されていますかとの問いに、設置されていません、と御答弁をされました。これは条例違反ではないんですか、とそのときに申し上げましたら、即休憩になりました。

町は、寮の設置条例について、議会に提案をし、議会の議決を経て、町長が公布をしています。その条例には、第6条に、運営委員会を設置するとされています。

この問題は、常任委員会で理事者扱いになり、本日、議会前の全員協議会で、理事者から嚴重注意という処分をした旨の報告がありました。

副町長さん、この嚴重注意という処分について、説明をいただいたらと思います。

議 長 暫時休憩いたします。 (午後3時22分)

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後3時24分)

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 それでは、瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

特別職の場合は、地方公務員法の適用を受けずに、官吏懲戒令が準用されるということでございます。

今回の場合、星天寮の運営委員会の設置についてですけれども、教育長は監督指導を行う立場にあるといったところで、特別職についても、事実上の措置である、規定では訓告や口頭注意等を行うことも可能であるといったところで、今回、任命権者である町長からの嚴重注意の措置をとらせていただいたところでございます。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 私は処分を望んでいたわけじゃありません。それよりも、今後の寮の運営を改善していただき、埼玉や大阪など、県外から高校の卒業証書を求めてきた生徒が、今後は自分の意思に関係なく、地元に戻らなければならなくなったり、またこのようなことを繰り返さないでいただきたい。このことは、はじめに教育長さんと二人で、寮の運営について話しましたが、このことを教育長がしっかりと改善をする気持ちがあれば、私は今日のような話を、ここでする気は一切ありませんでした。

今、国はこども庁の創設を計画されています。町の子供対策は、これでよいのでしょうか。本当に心が痛みます。

また、これは、教育長だけの責任では、私はないと思います。我々議員にも責任はあります。

次に、最高責任者であります河野町長に、この町の子供対策と、上浮穴高等学校の寮の運営について、答弁をいただきたいと思います。

議長 (河野町長を指名)

町長 先般から、一般質問また委員会、また本日も、上浮穴高校の星天寮の行く末を懸念されての御質問だと思います。

上浮穴高校を存続させていくための、大きな策の一つが寮にあったと思います。

町民の皆さんはもちろんのこと、議会の皆さんの御支援もいただいて、昨年の4月に開寮できたところでございます。

私の印象としては、非常に、遠くは、今、お話もありましたが、関東から、また大阪からお越しをいただいて、いいスタートが切れたように思っております。

ただ、高校生、16、17、18歳ですけれども、言わば大人と子供の間にある年齢でございます。大変多感な子供たちであろうと思っております。その多感さをもって、この自然の中で上浮穴高校で学んで、この上浮穴高校で学んだことを財産に、またどちらに帰ろうとも、いい思い出を持って頑張っていたきたいと思うし、出来得れば、この上浮穴高校から出たことによって、また久万高原町に永住をされる方も出てきてほしいと、そんな多くの願いを持っております。

先ほど申し上げましたように、非常にそういった意味で、大きな期待をして、建設をいたしました。スタートとしても、申し分なかったと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、そうは言いながらも、多感な子供たちでございますから、いろんな思いを持って、またいろんな希望を持って、また中には悩みを持って、この高校生活で、また新たな展開を、自分の人生を切り開いていきたいと、そんな思いもあったことでしょう。

ですから、様々な思いがございますから、それ故に、受ける側としては、微に入り細に入り、手厚い指導といいますか、一緒に育って、一緒に歩いていくと、そういうところが必要だったと思っております。

その辺りが、私たちのところで、少し手抜かりがあったように思っております。

特に、お話も申し上げましたように、ここ1年、新しい年になって、舎監さんがいなくなったというのが、これが大きなところにもあろうと思っております。なおかつ、先ほどもありましたように、運営委員会が開けてなかった、この2点に大きく起因するところがございますから、その辺り、早速に改善を図らなければならぬと、先ほど、全協でも申し上げましたけれども、それに尽きるというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、なかなか私たち、年代が離れているんですけれども、寮生、子どもにとっては大変大事な子供たちでございます。言わば親元を離れておりますから、言わば私たちが保護者に成り代わっての、観察や、ある

いは指導、あるいは保護というのが必要だったと思うところでございまして、その辺りが手拔かりがあったところは否めないところでございます。

私は、寮の設置者になろうと思いますから、その辺り、私も十分にこのたびのところ、重きを持って反省もいたしているところでございまして、今、申し上げましたようなところ、早速に対応することで、上浮穴高校の寮というのは、愛媛県の教育委員会からも高い評価もいただいておりますし、また来ている子供たちは、SNS等々で、いいところだというふうに、発信もしていただいたと思います。

それが今、瀧野さんがおっしゃったようなところで、万が一その評価がなくなるということは、これはもう避けなければならないところでございます。

今回のこと、大いに今後の反省のかてとして、しっかりと対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長 瀧野議員の本件に関する質疑は、既に制限の回数を答えていますが、会議規則第55条但し書の規定によって、特に発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 最後にしたいと思いますが、今回の一般質問から、常任委員会、今日の本会議、提案した問題点、これに対する対策は全く出てこんですね。

これは、理事者もしっかりと、議会も賛成して、議会にも責任があるんだということを考えていただいて、問題点については、こういうふうにしますよと、具体的に、しっかりとそのことを協議して示してもらわないと、議会としても困ると思います。

この点は、町長、どうですか。

議長 (河野町長を指名)

町長 したがって、先ほども申し上げましたように、早急に運営委員会を開催して、

これまでの問題点を洗い出しながら、今後のケアについては、しっかりと対応してまいりたいと思います。

議 長 瀧野議員、よろしいでしょうか。  
そのほか、質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第101号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算（第6号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 お諮りします。  
日程第2、議案第102号、日程第3、議案第103号の令和3年度補正予算に関する2件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第102号及び日程第3、議案第103号の令和3年度補正予算に関する2件は、一括議題にすることに決定いたしました。

本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(大原貴明総務文教厚生常任委員長を指名)

大原委員長

総務文教厚生常任委員会に付託された、議案第102号、議案第103号につきまして、12月9日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第102号「令和3年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」

総額76万円の減額補正で、累計19億3,572万円となります。

歳出の内容は、人件費の減額、175万円。介護保険関連基準条例整備業務委託料の計上、99万円。高額医療合算介護サービス費負担金の増額、68万円。特定入所者介護サービス費負担金の減額、81万円。過誤納付金還付金の計上、13万円。

歳入の内容は、一般会計繰入金の減額、76万円となっております。

審査では、介護保険料について、第6期から第7期が300円上がり、第7期から第8期では、677円上がっている。高齢者が減少する流れの中で、介護保険自体は、基準世帯の保険料が上昇しているが、担当課としては、しっかりと高齢者を支えていく施策を考えていただきたい、との賛成討論がありました。

審査をした結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第103号「令和3年度久万高原町立病院事業会計補正予算(第1号)」

収入及び支出の予定額は、1,200万円の増額補正で、累計9億9,977万2,000円となります。

支出の内容は、医業費用の材料費の増額、100万円、医業費用の経費の増

額、1,100万円、収入の内容は、医業収益の入院収益の減額、1,358万1,000円。医業収益の他会計負担金の増額、2,558万1,000円。

資本的収入。収入の予定額は、240万円の減額補正で、累計2,901万円となります。

収入の内容は、企業債の減額120万円、他会計からの長期借入金の減額、120万円。損益勘定留保資金補填額は、240万円の増額補正で、累計2,485万5,000円となります。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

そのほかにございました質疑として、消防団の再編について、今後どのようなスケジュールで新体制に移行するのか。また、各方面隊の部、班編成がどうなるのかについて質疑があり、団の再編関係については、3月議会に上程する方向で、現在、準備を進めており、令和4年4月1日を予定している。

再編の内容は、現在の4方面隊12分団が、4方面隊10分団になる。柳谷方面隊が、3分団だったところを一つの分団という形に再編となる。

また、各部については、久万方面隊の2分団と3分団、柳谷分団、こちらのほうを統合、再編し、36部を31部に再編したとの説明がありました。

また、病院の看護師、介護職員について、国から手当の方針が出たと思うが、それについて、町立病院関係はどういった方針で支給するのか、との質疑に、現在、そのような方針が、介護職員と医療従事者等に出ているが、まだ詳しい要綱などが示されておらず、それらが示されれば、検討して対応していきたい、との答弁がありました。

以上でございます。

議長 委員長報告が終わりました。  
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。



大原委員長、お引取りください。

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑、討論、採決については、1件ずつ行います。

まず、議案第102号「令和3年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

質疑される方、ございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第102号「令和3年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第103号「令和3年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第103号「令和3年度久万高原町立病院事業会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 日程第4、議案第104号「松山衛生事務組合への加入について」を議題といたします。  
本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 産業建設常任委員会に付託されました議案第104号につきまして、12月9日に委員会を開催して審議を行いましたので、その概要を報告いたします。  
議案第104号「松山衛生事務組合への加入について」

本町のし尿について、令和4年4月1日付で、松山衛生事務組合に加入し、同日から、松山衛生e c cセンターにて処理を開始するため、地方自治法（昭和22年。法律第67号。）第286条第1項の規定に基づき、松山衛生事務組合に加入することについて、同法290条の規定により、議会の議決を求めらるるものです。

内容でございます。

- 1、組合の名称、松山衛生事務組合。
- 2、組合を組織する地方公共団体、松山市、東温市、砥部町、久万高原町。
- 3、負担金の負担割合、人口割、100分の46.5、実績割、100分の46.5、均等割、100分の7は、それぞれ規約に定めるところです。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

その他として、ガソリンスタンドのない地域では、燃料調達に苦勞しているということがあったが、農林業各種事業において、燃料調達が難しくなれば、地域での生活に支障が出ることは必須であり、切実な問題として、調査及びその対策を検討すべきと考えるが、農業戦略課、林業戦略課それぞれ、この件について意見を伺いたいということについて、農業戦略課からは、それぞれの部会の中で協議して検討したい。林業戦略課からは、林業事業体、また自伐の方も、高性能林業機械とか、林業機械を使っており、燃料の供給ということもあるので、林業事業体や自伐林家の方と意見交換をするなど、県とも相談しながら、対応を検討していきたいとの意見があった。

先の一般質問で、観光施設関連の第3セクター運営施設の今後の在り方について、町も検討の必要性を示したが、法人化した観光協会の体制を強化しなければ、包括した議論に入ることができないのではないかとこの思いがあり、DMOの検討等、包括的に協議することができる体制を早急に整える必要があるのではないかと考えるが、ふるさと創生課長はどのような考えか、意見を伺いたいとのことについて、現段階では、観光協会における財務体制や、実績を持った経営者の確保という部分が大きな問題と考えている。これについては、短期間で解決ができないところもあり、ふるさと創生課としては、観光協会への指導等とも共に、可能な制度を取り入れながらやっていきたいと考えている。

また、現段階では、スケジュールも描けていない状況であり、今後の議論の

場については、まずは部内で調査研究等を進めながら、役場全体の行革の組織等もあるので、その中で検討等をしていけたらと考えている、とのことであった。

観光協会の経営の在り方とか、それ以外の施設の在り方についても、包括して議論の中で、個別具体的な議論が進むような体制を早急につくっていくということについては、当初予算の編成と合わせて、作業を進めるという理解でいいのかとの質疑に、当初予算については、概算要求を終えているが、今後、ヒアリング等もあるので、その中でできる限りのことは対応したいとの答弁があった。

道路や林道を補修するのに、地元負担の割合が決まっており、農道は7%、林道は10%と聞いたが、林道の場合は、材を搬出する大型車が水路を押し壊れる場合などがあり、それを地元が負担金を払って修繕することについては、納得できない、との質疑に、林道の維持修繕については、災害による場合や、木材運搬車が水路を壊すこともあると思うが、いずれにしても、現場の状況を確認して、分担金が必要かどうかというのを、慎重に判断したいとの答弁があった。

以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。  
ここで委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
岡部委員長、お引取りください。  
委員長の報告が終わりました。  
これより、議案第104号「松山衛生事務組合への加入について」、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第104号「松山衛生事務組合への加入について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 日程第5、請願第1号「日米地位協定の改定を求める意見書採択についての請願」を議題といたします。  
本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(大原貴明総務文教厚生常任委員長を指名)

大原委員長 請願審査報告  
本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定をいたしましたので、会議規則第93条の規定により報告をいたします。

審査日時、令和3年12月9日木曜日。

審査場所、久万町民館議員控室。

委員の出席者は、当総務文教厚生常任委員会委員7名で、欠席者はございません。

説明者として1名、紹介議員が説明者で出席をいたしました。

審査の結果などについて、御報告いたします。

請願第1号、付託年月日、令和3年12月7日、第9回定例会。

件名、日米地位協定の改定を求める意見書採択についての請願でございます。

委員会の意見としまして、米軍機の低空飛行訓練中止については、本町議会から意見書を提出しているところであり、既に全国的な広がりの中にある。

日米地位協定の改定については、本町に権限のない外交問題であり、慎重であるべきとの意見でございます。

審査した結果、当委員会としては不採択との結果になりました。

以上でございます。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

大原委員長、お引取りください。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

これより討論に入ります。

まず、請願を採択することに賛成者の発言を許します。

(大野良子議員を指名)

大野議員

賛成の立場で発言をしたいと思います。

日本の空を飛ぶ飛行機は、どの国の飛行機であれ、日本の航空法を守るべきだという、基本的な考え方で意見を述べたいと思います。

日米地位協定の中に、特例法があり、特例法によって米軍機は日本の航空法を守らなくてよいことになっております。

ドイツ、イタリア、ベルギー、それからイギリス、そういうヨーロッパの国にも、アメリカの米軍基地があります。どの国にも、アメリカと日本の日米地位協定のような協定を結んでおります。どの国も、その国の国内法の遵守を米軍に義務づけております。日本もこのように、日本の国内法を守って、日本の空を飛んでほしい。そういう意味で、地位協定の改定を求める意見書の採択に賛成をしたいと思います。

これが、低空飛行をなくす早道ではないかという意見です。

以上で、賛成の討論を終わります。

議長

続いて、請願を採択するに反対者の発言を許します。

(森 博議員を指名)

森 議員

私は、今回の日米地位協定の改定を求める意見書採択についての請願提出について、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほどの総文厚委員会の意見と重なる内容もあると思いますが、まず、意見書に記載のある米軍機の低空飛行訓練については、本町においても、ここ数年、多数確認され、町民からも不安の声があったことから、昨年6月に、本町議会からも中止を求める意見書を採択。県内市町に先立ち、提出をしております。

その後、まだ一部の地域で低空飛行が確認されているものの、その回数は大分減少しているように思われます。

また、日米地位協定の改定については、中国や北朝鮮などが軍備を増強、日本への軍事的挑発、圧力を強める中、安全保障上の問題としての日米の外交問題であり、協定改定についての意見書を、一町議会から提出するのは時期尚早と思われます。

以上で、今回の請願提出については、反対の立場での討論とさせていただきます。

議長 長 ほかに討論はありませんか。

(なしの声)

議長 長 討論を終わります。

これより採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択です。

この請願を採択することに賛成の方、御起立願います。

(賛成者起立)

議長 長 起立少数です。

したがって、請願第1号「日米地位協定の改定を求める意見書採択についての請願」は、委員長の報告のとおり、不採択とすることに決定いたしました。

議長 長 ここで、10分間休憩をいたします。

(午後3時55分)

(休憩)

議長 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後4時06分)

議長 長 お諮りします。

お手元に追加議事日程が配付されています。これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)



議長 異議なしと認めます。  
したがって、日程を追加し、議題とすることに決定しました。

議長 追加日程第1、議案第105号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算  
(専決第6号)の専決処分について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、国会でも、この取扱いについては、毎日のように議論されております。  
最終的に3案という形になって、現金10万円一括も認めるというところまで  
きました。各自治体にも通達がなされておると承知しております。

本件においてもですね、年末までに10万円一括現金でという市町もあるよ  
うに、報道がなされておりますけれども、この久万高原町においては、年末ま  
でに間に合わなかった理由について、説明をいただければと思います。

そしてまた、今後の、一日も早い対応について、どのようなスケジュールか  
についても、お伺いいたします。

議長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えします。

本町におきまして、5万円の支給というふうな形になってはいますが、10万円にするためには、システム改修も必要になります。そして、一部要綱の改正も必要になってきまして、その関係上、時間に余裕がないというような形で、当初から進めております5万円の支給をして、その後、国の補正予算が通った後に、速やかに、再度、専決を行い、残りの5万円を支給するというような方法で考えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 システム上のことを、今、理由とされましたけれども、町として、できることなら、年末までに一括10万円を支給したいと、そういう思いはあったのかどうか。

副町長、お答えをいただければと思います。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

質疑にもございましたように、5万円を分けて給付、あるいはクーポン券、それから10万円の一括給付ということがございまして、当初、国が示されておりましたのは、現金を年末までに給付、それから卒業、入学シーズンにクーポン券でということがございました。

その趣旨も踏まえながら、10万円の一括給付ということも検討いたしましたけれども、福祉課長が説明しましたように、まず、今、準備できているのを確実に、5万円を給付しよう。すぐに予算措置をさせていただいて、年明け早々に準備をして、5万円を準備出来次第交付するという形で、本町は進めさせていただきたいというふうに思っております。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 私が聞きたかったのは、できるならば、整うならば、年末までに、可能な限り現金一括10万円というものについては、思いはあったということなんですか、そうでないんでしょうか。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。  
全国的にも、そういった自治体もございますし、そういう思いもございました。総合的に判断して、先ほど申しました分割給付ということで、対応させていただきたいと思います。

議 長 岡部議員、よろしいでしょうか。  
そのほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第105号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第105号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算（専決第6号）の専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 追加日程第2、議案第106号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

（木下総務課長を指名）

木下課長 議案に基づき歳入・全般説明  
議案に基づき歳出説明  
（8款 項目）

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第106号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第106号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり可決することに決定しました。

議 長 追加日程第3、議案第107号「令和3年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。  
これより、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。

議案第107号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第107号「令和3年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

議長 追加日程第4、議案第108号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(猪上建設課長を指名)

猪上課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第108号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第108号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり、可決しました。

議長 追加日程第5、議案第109号「工事変更請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(猪上建設課長を指名)

猪上課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第109号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第109号「工事変更請負契約の締結について」は、原案のとおり、可決しました。

議長 追加日程第6、発議第10号「私学助成の充実強化等に関する意見書について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 発議の趣旨説明

議長 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)



議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
発議第10号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、発議第10号「私学助成の充実強化等に関する意見書について」は、提出者提案のとおり可決しました。

議長 追加日程第7、「総務文教厚生・産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題といたします。

お諮りします。

総務文教厚生・産業建設常任委員長から、久万高原町議会会議規則第73条の規定により、別紙のとおり、閉会中の継続調査の申出がありましたので、了承したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、「総務文教厚生・産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」は、承認することに決定しました。

議長 お諮りします。  
以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。  
したがって、これで閉会にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、これで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

(午後 4 時 29 分)

町長の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

1 2 月議会、皆様大変お世話になりまして、ありがとうございました。

上程いたしました議案等々、それぞれお認めをいただきまして、大変心丈夫に思っております。

また、本会議、委員会の中で出ました御意見につきましては、今後の行政運営にしっかりと反映をしてみたいと思います。

今日もコロナ、愛媛県ゼロでございました。大分、落ち着きを見せつつあります。一層、これにつきましては、接種も含めて、なおしっかりとコロナウイルスにかからないように、これからも町民の皆様方に啓蒙を行ってみたいと思います。

そして、一方で、言われておりますように、コロナも大分、落ち着きを見せつつある今日でございますから、私たちは、改めて社会生活、それから経済活動、力強く再生と申し上げますか、しばらく停滞していたところを、しっかりと活性化できるように努めてみたいと思いますから、どうぞ議会の皆様方におかれましても、今後とも御支援をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

いよいよ年末になってまいりました。27日からは消防団員の皆様方に御協力をいただいて、夜警を開始するようになっております。ぜひぜひ年末に火事等々が、今日も大阪でとんでもない事件が起きたようでございます。事件かどうか、まだはっきりしていないようですけれども。

特に火事は怖いございますから、十分に、お互いに気をつけていただきたいというふうに思っております。

どうぞ皆様方には、あと数日、十何日かでございますかね。どうぞお健やか

で御越年をいただいて、また新しい年、存分な御活躍をいただけますように、よろしくお祈り申し上げまして、お願い申し上げます、閉会に当たってのお礼の御挨拶にかえさせていただきたいと思います。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

議長 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

12月議会、それぞれ積極的な御審議をいただきまして、ありがとうございました。

決算委員会で報告いたしました諸問題につきましては、町長以下、役所につきましても、十分審議いただきまして、一つずつ解決していただきますように御努力いただきますようお願いをいたしたいと思います。

そういったことで、今年度、大変年末も押し迫ってまいりましたが、それぞれ皆さん、御自愛をいただきまして、新しい年がよい年でありますように、そしてまた、今年、蓄積してまいりましたものが、来年はまた新しい、いい芽を芽吹かせるような活動になりますように、心から祈念を申し上げまして、閉会の御挨拶にさせていただきたいと思います。

御苦労さまでございました。

議長 以上で、令和3年第9回久万高原町議会定例会を閉会いたします。

事務局 (終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員